

第三次上田市文化芸術振興に関する基本構想策定委員会について

1 趣旨

文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、生きる喜びを見出せるものであり、人間の創造性や表現力を伸ばすとともに、共感や尊重の心を育むものでもある。

上田市文化芸術振興に関する基本構想は、市民が文化的で豊かな社会生活をおくり、上田市民としての誇りを持てるよう、本市の実情にあわせ、文化施策を総合的・計画的に推進するために策定する。

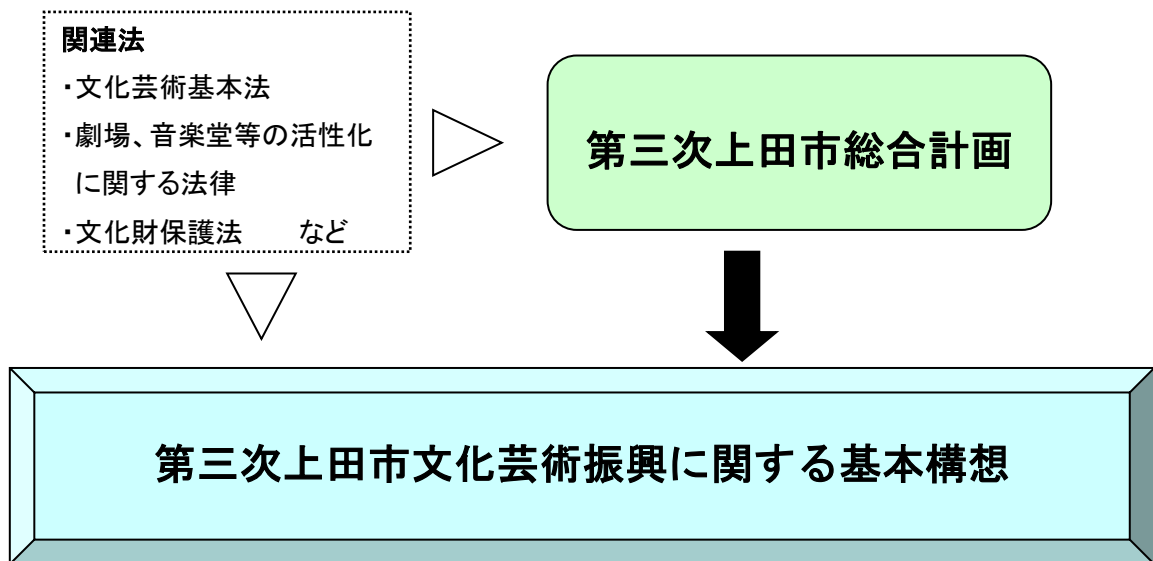
2 基本構想の位置付け

第三次上田市総合計画の個別計画で、文化芸術分野における中長期的な視点に立った基本施策や方向性を定めるものであり、本構想策定の根拠法令となる文化芸術基本法第四条の規定に沿ったものである。

【文化芸術基本法 第四条】

(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



(参考：文化芸術基本法に定める「文化芸術」の範囲)

(1) 芸術	(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏等)
(2) メディア芸術	(映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等の電子機器を利用した芸術)
(3) 伝統芸能	(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸術)
(4) 芸能	(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等)
(5) 生活文化 国民娯楽 出版物等	(茶道、華道、書道、食文化等の生活に係る文化) (囲碁、将棋等の国民的娯楽) (出版物、レコード等)
(6) 文化財等	(有形・無形の文化財等とその保存技術)
(7) 地域における文化芸術	(各地域の文化芸術の公演、展示、芸術祭等。地域固有の伝統芸能、地域の人々による民俗芸能)

3 委員会の構成

- (1) 委員数 15名以内
- (2) 任期 委嘱の日から策定終了時まで(令和8年2月の見込み)
- (3) 委員会開催数 策定まで5回程度
(8月下旬から概ね月1回の開催を予定しております。)
- (4) 報酬 市の規定により支給(1回 3,800円)

4 これまでの経過

- 平成20年4月 上田市文化芸術振興に関する基本構想を策定
- 平成28年3月 第二次 上田市文化芸術振興に関する基本構想を策定
(計画期間 平成28年度から令和7年度までの10年間)